

(電磁的記録の開示の方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複製した物（以下この条において「複製物」という。）を議長が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複製物の交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、電磁的記録を議長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧、その写しの交付その他議長が適当と認める方法により行うものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第17条 条例第24条第1項の規定により開示の決定を受けた者が、行政文書（条例第28条第1項ただし書に規定する保有個人情報記録されている文書又は図面の写し並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び議長が適当と認める方法により開示されるものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴をしようとするときは、当該行政文書を丁寧に取り扱わなければならない、汚損し、又は破損してはならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、議長は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの作成)

第18条 条例第28条第1項の規定による写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

2 条例第30条第2項に規定する写しの交付等に要する費用は、前納とする。

3 条例第30条第3項の規定による費用の納付は、郵便切手により行うものとする。